

<新型コロナウイルス感染症による入院給付金等のお支払い対象>

ケース	診断日		
	2022年9月25日まで	2022年9月26日～ 2023年5月7日まで	2023年5月8日以降
入院された場合 (約款における取扱)	○お支払い対象	○お支払い対象	○お支払い対象
宿泊・自宅療養された場合 (特別取扱)	重症化リスクの高い方※	○お支払い対象	×お支払い対象外
	上記以外の方	○お支払い対象	×お支払い対象外
お支払いの対象となる方、お支払い方法等	【別紙1】	【別紙2】	【別紙3】

※① 65歳以上の方 ② 入院を要する方 ③ 重症化リスクがあり新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要と医師が判断する方 ④ 妊娠中の方

2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる場合は、同年5月8日以降も引き続きご請求いただけます。

<ご請求にあたってのご注意>

必要書類の一種である「My HER-SYS」について、2023年10月以降は療養証明書を利用できません。ただし、「My HER-SYSの画面印刷による療養証明書」を既にお持ちの場合は、必要書類としてご使用いただけます。

今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて対応を行う可能性があります。

詳細は当社HPをご確認ください。(<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>)

2. その他

入院給付金請求以外の新型コロナウイルス感染症に関連した特別お取扱いについても、5月8日以降、終了させていただきます。

「2023年1月30日付新型コロナウイルス感染症に関連した特別お取扱いについて」

(https://www.taiyo-seimei.co.jp/wr2/pdf/news_article/c11qbg000000br8-att/20230130_2.pdf)

【お客様からのお問合せ先】

<お客様サービスセンター>

電話番号：0120-97-2111

受付時間：月～金曜日 9：00～18：00

土曜日 9：00～17：00

※日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します

<お客様専用インターネットサービス「マイページ」>

「マイページ」ログイン選択画面(当社HP)

(https://www.taiyo-seimei.co.jp/tyody/dyg/mypage/login_select.html)

新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」でのご請求時必要書類
(診断日が 2022 年 9 月 25 日までの場合)

- 原則、以下 (A) の書類をご提出ください。

(A)

● 「My HER-SYS」の療養証明画面

(氏名、生年月日、HER-SYS ID、診断年月日があるもの)

- ・ 保健所・医療機関の負荷に配慮し、極力、My HER-SYS による書類準備をお願いいたします。
- ・ 保健所・自治体から自動的に発行されて既にお手元にある「宿泊・自宅療養証明書 (新型コロナウイルス感染症専用)」でもご請求可能です。

- (A) の書類がない場合のみ、以下 (B) の書類をご提出ください。

(B)

医療機関で実施された PCR 検査や抗原検査の結果 (陽性) がわかる書類

(被保険者名、検査日または検査結果判明日、医療機関名があるもの)

※ご自身で実施した検査結果のみではご請求いただけません。

ご提出いただいた書類で判断できない場合は、当社よりご連絡いたします。

医療機関にご入院された場合は、別途書類が必要です。

当社所定の「入院・手術状況報告書」と「給付金請求書」をあわせてご提出ください。

(注) 療養期間が 11 日以上の場合は、上記書類に加えて、療養期間がわかる保健所・自治体や医療機関が発行した書類のご提出が必要になります。

なお、療養期間がわかる書類がない場合は、当社所定の「宿泊・自宅療養証明書 (新型コロナウイルス感染症用)」のご提出が必要になります。

以 上

新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」でのご請求時必要書類
(診断日が 2022 年 9 月 26 日～2023 年 5 月 7 日の場合)

「みなし入院」のご請求対象となる方は、新型コロナウイルス感染症に罹患され、医療機関の事情などにより、自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられた方のうち、厚生労働省が定める重症化リスクが高いとされる^(※)以下のお客様です。

(※) 厚生労働省が定める 2022 年 9 月 26 日以降の新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象の方です。

① 65 歳以上の方、② 入院を要する方、③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要と医師が判断する方、④ 妊娠中の方

■ 以下 (A) を既にお持ちの場合は、原則、(A) の書類をご提出ください。

(A)

● 「My HER-SYS」の療養証明画面

(氏名、生年月日、HER-SYS ID、診断年月日があるもの)

・ 保健所・医療機関の負荷に配慮し、極力、My HER-SYS による書類準備をお願いいたします。

■ (A) の書類がない場合のみ、以下 (B) および (C) の書類をご提出ください。

(B) および (C)	
(B)	医療機関で実施された PCR 検査や抗原検査の結果 (陽性) がわかる書類 (被保険者名、検査日または検査結果判明日、医療機関名があるもの) ※ご自身で実施した検査結果のみではご請求いただけません。
(C)	以下の①～④に該当する方の追加書類 <① 65 歳以上の方> 追加書類は不要です。(B) のみご提出ください。 <② 入院を要する方> 【入院された場合】領収証・入院診療計画書・退院証明書 等 【入院されていない場合】当社所定の「宿泊・自宅療養証明書 (新型コロナウイルス感染症専用)」 <③ 重症化リスクあり、かつ新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要と医師が判断する方> 特定の治療薬・酸素投与がわかる「診療明細書」 ※ 軽症から中等症患者向けのゾコーバ (エンシトレルビル) や解熱・鎮痛剤 (カロナールやロキソニン等)、市販の風邪薬は含まれません。 <④ 妊娠されている方> 母子手帳の写し (被保険者名、交付日が記載されている表紙)

ご提出いただいた書類で判断できない場合は、当社よりご連絡いたします。

当社所定の「入院・手術状況報告書」と「給付金請求書」をあわせてご提出ください。

(注) 療養期間が 11 日以上の場合は、上記書類に加えて、療養期間がわかる保健所・自治体や医療機関が発行した書類のご提出が必要になります。

なお、療養期間がわかる書類がない場合は、当社所定の「宿泊・自宅療養証明書 (新型コロナウイルス感染症用)」のご提出が必要になります。

以 上

新型コロナウイルス感染症に関するご請求時必要書類

(診断日が 2023 年 5 月 8 日以降の場合)

2023 年 5 月 8 日以降、新型コロナウイルス感染症による給付金のお支払い対象は、約款上の支払対象者（医療機関にご入院された方）となります。

ご契約内容、ご入院日数等により必要書類が異なりますので、ご請求時にお問い合わせください。

■ 診断書の提出を省略できる場合（一定の要件を満たしている場合）

必要書類

保障内容や入院日数等により、必要書類は異なります。

- 当社所定の給付金請求書
- 当社所定の入院・手術状況報告書
- 病院が発行した領収証
- 病名の記載がある書類（入院診療計画書・退院証明書等）

■ 診断書の提出を要する場合

必要書類

- 当社所定の給付金請求書
- 当社所定の診断書

ご提出いただいた書類で判断できない場合は、当社よりご連絡いたします。

書類（診断書等）の取得などにかかる費用はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

以 上